

報道関係者 各位

平成 31 年 2 月 19 日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室 長 高柳 純子

室長補佐 野崎 清隆

(直通電話) 0776-22-2691

福井県眼鏡製造業最低工賃改正の答申について

福井地方労働審議会（会長 井上 毅）は、平成 30 年 12 月 11 日、福井労働局長（嶋田 悦郎）から「福井県眼鏡製造業にかかる最低工賃の改正決定について」の諮問を受け、福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会を設けて慎重に審議を行ってきた結果、2 月 18 日、福井県眼鏡製造業最低工賃（平成 28 年 5 月 22 日効力発生）に関する改正についての答申を行いました。

答申の内容は、別紙のとおりです。

これを受けて、今後、異議の申出期間を経て、官報公示され、効力発生については、本年 4 月 30 日を予定しています。

福井県眼鏡製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

1 最低工賃を適用する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業の業務に従事する家内労働者

2 最低工賃を適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の工程欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	部位	材質	金額
ねじ込み（座金の組込み作業を含むものに限る）	丁番	金枠 (洋白を除く)	1か所につき 5円
	丁番を除く		1か所につき 4円
ろう付け	ブリッジ（山）とリム	洋白	1か所につき 15円
	ブレースバー（わたり）とリム		1か所につき 14円
	ち（智）とリム		1か所につき 13円
	よろいち（よろい智）とリム		1か所につき 15円
	パッド足とリム		1か所につき 13円
	丁番とテンプル		1か所につき 13円
		チタン	1か所につき 20円
粗磨き（自動機械によるものを除く）	テンプル	チタン	1本につき 10円

4 効力発生の日

平成31年4月30日

【 参考 】

現行の福井県眼鏡製造業最低工賃

工程	部位	材質	金額
ねじ込み（座金の組込み作業を含むものに限る）	丁番	金枠（洋白を除く）	1か所につき 5円
	丁番を除く		1か所につき 4円
ろう付け	ブリッジ（山）とリム	洋白	1か所につき 14円
	ブレースバー（わたり）とリム		1か所につき 12円
	ち（智）とリム		1か所につき 12円
	よろいち（よろい智）とリム		1か所につき 14円
	パッド足とリム		1か所につき 12円
	丁番とテンプル		1か所につき 12円
		チタン	1か所につき 20円
粗磨き（自動機械によるものを除く）	テンプル	チタン	1本につき 9円

効力発生の日

平成28年5月22日